

議 案 目 録

令和4年(2022年)5月19日

番 号	件 名
議案第 39 号	令和4年度(2022年度)彦根市一般会計補正予算(第2号)
議案第 40 号	令和4年度(2022年度)彦根市病院事業会計補正予算(第1号)
議案第 41 号	専決処分につき承認を求めることについて (彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例)
議案第 42 号	彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 43 号	彦根市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第 44 号	和解をすることについて
議案第 45 号	彦根市監査委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 46 号	彦根市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
報告第 4 号	督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について
報告第 5 号	損害賠償の額の決定について

議案第 41 号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)5 月 19 日

彦根市長 和 田 裕 行

専決処分につき承認を求めることについて

彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)および彦根市都市計画税条例(昭和 33 年彦根市条例第 4 号)の一部を改正することについては、特に緊急に処理する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、議会の承認を求める。

専決第 4 号

彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例について

彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)および彦根市都市計画税条例(昭和 33 年彦根市条例第 4 号)の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 4 年(2022 年)3 月 31 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例

(彦根市市税条例の一部改正)

第 1 条 彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 19 条の 4 第 1 項中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

第 48 条第 9 項中「第 321 条の 8 第 60 項」を「第 321 条の 8 第 62 項」に、「同条第 60 項」を「同条第 62 項」に改め、同条第 15 項中「第 321 条の 8 第 69 項」を「第 321 条の 8 第 71 項」に改める。

第 73 条の 2 中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

付則第 7 条の 2 第 2 項中「4 分の 3」を「5 分の 4」に改め、同条第 3 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号イ」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ロ」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ハ」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ニ」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号ロ」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号ハ」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号イ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第

30 項」を「附則第 15 条第 29 項」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 35 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同条第 18 項を同条第 19 項とし、同条第 17 項を同条第 18 項とし、同条第 16 項の次に次の 1 項を加える。

17 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

付則第 7 条の 3 第 8 項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第 10 項中「特定熱損失防止改修住宅または」を「特定熱損失防止改修等住宅または」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

付則第 9 条第 1 項中「100 分の 5」の次に「(商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、100 分の 2.5)」を加える。

(彦根市都市計画税条例の一部改正)

第 2 条 彦根市都市計画税条例(昭和 33 年彦根市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

付則第 1 条の 2 の見出し中「附則第 15 条第 34 項等」を「附則第 15 条第 33 項等」に改め、同条第 1 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改め、同条第 2 項中「附則第 15 条第 35 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同条第 3 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

付則第 2 条中「100 分の 5」の次に「(商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあっては、100 分の 2.5)」を加える。

付則第 10 条中「付則第 3 条」を「付則第 2 条、第 3 条」に改める。

付則第 11 条中「第 15 項から第 19 項まで、第 21 項、第 22 項、第 26 項、第 29 項、第 33 項から第 35 項まで、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項もしくは第 43 項」を「第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項もしくは第 44 項」に改める。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の彦根市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第2項に規定する施設または設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の彦根市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 42 号

彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)5 月 19 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例(昭和 32 年彦根市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「100 分の 165」を「100 分の 160」に改める。

(彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部改正)

第 2 条 彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例(平成 28 年彦根市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「100 分の 165」を「100 分の 160」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和 4 年 6 月の市長、副市長および教育委員会教育長の期末手当の支給についての第 1 条の規定による改正後の彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例第 5 条の規定の適用については、同条ただし書中「あるのは、」とあるのは「あるのは」とし、「同条第 4 項」とあるのは「同条例付則第 19 項第 1 号中「127.5 分の 15」とあるのは「165 分の 10」とし、同条例第 22 条第 4 項」とする。

- 3 令和4年6月の病院事業管理者の期末手当の支給についての第2条の規定による改正後の彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例第4条の規定の適用については、同条ただし書中「あるのは、」とあるのは「あるのは」とし、「期末手当基礎額」とあるのは「同条例付則第19項第1号中「127.5分の15」とあるのは「165分の10」とし、期末手当基礎額」とする。
- 4 前2項に定めるもののほか、令和4年6月に支給する期末手当の特例措置に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 43 号

彦根市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)5 月 19 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(彦根市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市職員の給与に関する条例(昭和 40 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

付則に次の見出しおよび 2 項を加える。

(令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)

19 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 22 条第 2 項から第 6 項まで(彦根市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年彦根市条例第 2 号)第 17 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)または第 29 条第 1 項から第 3 項までもしくは第 5 項から第 7 項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、同月 1 日(同日前 1 箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員以外の職員 127.5 分の 15

(2) 再任用職員 72.5 分の 10

20 前項に定めるもののほか、令和 4 年 6 月に支給する期末手当の特例措置に関し必要な事項は、規則で定める。

(彦根市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 彦根市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例(令和元年彦根市条例第5号)の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の1項を加える。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の適用除外)

2 令和4年6月の期末手当の支給については、第9条の規定にかかわらず、給与条例付則第19項および第20項の規定は、適用しない。

(彦根市第2号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例の一部改正)

第3条 彦根市第2号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例(令和元年彦根市条例第6号)の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の1項を加える。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の適用除外)

2 令和4年6月の期末手当の支給については、第5条第3項の規定にかかわらず、給与条例付則第19項および第20項の規定は、適用しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 44 号

和解をすることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)5 月 19 日

彦根市長 和 田 裕 行

和解をすることについて

和解をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 事件名

大津地方裁判所 ○○○年(○)第○号 損害賠償請求事件

2 相手方

(1) 相手方 1(上記 1 の原告)

ア 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

イ 氏名 ○ ○ ○ ○

(2) 相手方 2(上記 1 の被告)

ア 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

イ 氏名 ○ ○ ○ ○

(3) 相手方 3(上記 1 の被告)

ア 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

イ 氏名 ○ ○ ○ ○

3 和解の理由

裁判所からの和解勧告に従い、相手方らが裁判所から提示された和解条項案を受諾する旨の

意思表示をしたことにより、早期にこの和解を成立させ、紛争の解決を図るため

4 和解の内容

別紙和解条項案のとおり

和解条項案

- 1 被告〇〇らは、原告に対し、連帯して、本件解決金として、労災保険給付を除き、425 万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告彦根市は、原告に対し、本件解決金として、労災保険給付を除き、425 万円の支払義務があることを認める。
- 3 被告〇〇らは、原告に対し、連帯して、第 1 項の金員を、令和 4 年 9 月末日限り、原告の指定する銀行預金口座に振り込む方法で支払う。なお、振込手数料は被告〇〇らの負担とする。
- 4 被告彦根市は、原告に対し、第 2 項の金員を、令和 4 年 7 月末日限り、原告の指定する銀行預金口座に振り込む方法で支払う。なお、振込手数料は被告彦根市の負担とする。
- 5 原告は、被告らに対するその余の請求をいずれも放棄する。
- 6 原告と被告らは、本件に関し、原告と被告〇〇ら、原告と被告彦根市および被告〇〇らと被告彦根市との間に、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は各自の負担とする。

議案第 45 号

彦根市監査委員の選任につき同意を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)5 月 19 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市監査委員の選任につき同意を求めることについて

彦根市監査委員に下記の者を選任することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市野田山町 900 番地 44
- 2 氏 名 中 野 正 剛
- 3 生年月日 昭和 33 年(1958 年)1 月 3 日

議案第 46 号

彦根市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)5 月 19 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

彦根市固定資産評価員に下記の者を選任することにつき、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 404 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○
- 2 氏 名 北 村 修
- 3 生年月日 ○○○○○○○○○○○○○○○○

略 歷

きたむら おさむ
北村 修

○○○○○○○○○○生

- [illegible]

報告第 4 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 4 年(2022 年)5 月 19 日

彦根市長 和 田 裕 行

専決第 3 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 4 年(2022 年)3 月 28 日

彦根市長 和 田 裕 行

1 相手方の住所および氏名

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 請求の趣旨

学校給食費についての徴収金(以下「給食費徴収金」という。)40,200 円および支払督促の申立てに係る手続費用(以下「手続費用」という。)2,483 円の計 42,683 円の支払を請求するもの

3 請求の原因

(1) 彦根市は、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 4 条に基づき、彦根市が設置した小学校および中学校において学校給食を実施している。

(2) 彦根市は、学校給食法第 11 条第 2 項の規定を受け、次の内容で彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱(平成 27 年彦根市告示第 97 号)を定めている。

ア 第 2 条 給食費徴収金は、市立の小学校および中学校に在学する児童または生徒の保護者から徴収する。

イ 第 3 条第 1 項 給食費徴収金の額は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小学校 年額 45,100 円

(2) 中学校 年額 47,300 円

ウ 第 5 条 給食費徴収金は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(3) 相手方の 2 人の子は、彦根市立小学校に通学しており、彦根市は、当該小学校において、学校給食を実施した。

4 事案の概要

彦根市は、相手方の 2 人の子が通学している彦根市立小学校において学校給食を実施したが、相手方は、給食費徴収金を滞納している。

彦根市は、再三当該給食費徴収金を支払うよう催告したが、相手方がこれに応じないため、

令和４年１月４日に彦根簡易裁判所へ給食費徴収金および手続費用(以下「給食費徴収金等」という。)の支払を求める旨の支払督促の申立てを行った。

これに対し、相手方は、令和４年２月３日付けで給食費徴収金等の分割払を希望する旨の督促異議の申立てを行った。

当該督促異議の申立てが行われたことによって、民事訴訟法(平成８年法律第１０９号)第３９５条の規定により、支払督促の申立ての時に、彦根市が給食費徴収金等の支払を請求する旨の訴えを提起したものとみなされるものである。

５ 訴訟遂行方針

- (１) 市長が指定した弁護士を代理人とする。
- (２) 判決の結果、必要がある場合は、上訴する。

報告第 5 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 4 年(2022 年)5 月 19 日

彦根市長 和 田 裕 行

専決第 5 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 4 年(2022 年)4 月 8 日

彦根市長 和 田 裕 行

1 損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○○○

2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 75,570 円を支払う。

3 事案の概要

令和 4 年 1 月 12 日午前 9 時 10 分頃、彦根市野瀬町 279 番地 1 の彦根市清掃センターの小型家電受入場所において、突風であおられた小型家電集積用コンテナの扉が付近に停車していた相手方の車両に接触したことにより、相手方の車両が損傷したもの